

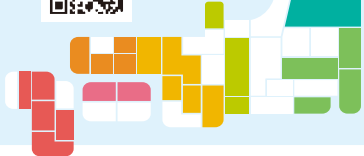
地元でユニセフの活動に参加してみませんか？

# 日本ユニセフ協会の 協定地域組織

ボランティアによって運営される  
全国27の協定地域組織が、  
学習会・講演会・イベントの開催、募金活動など、  
それぞれの地域に根ざしたユニセフ活動を行っています。  
お近くの協定地域組織の活動にぜひご協力ください。



全国の各協定地域組織の  
ホームページはこちらから



## 日本ユニセフ協会協定組織一覧

北海道ユニセフ協会	011-671-5717	岐阜県ユニセフ協会	058-379-1781	広島県ユニセフ協会	082-231-8855
岩手県ユニセフ協会	019-687-4460	愛知県ユニセフ協会	052-783-7230	山口県ユニセフ協会	083-902-2266
宮城県ユニセフ協会	022-218-5358	三重県ユニセフ協会	059-273-5722	香川県ユニセフ協会	087-813-0772
福島県ユニセフ協会	024-522-5566	京都綾部ユニセフ協会	0773-40-2322	愛媛県ユニセフ協会	089-931-5369
茨城県ユニセフ協会	029-224-3020	大阪ユニセフ協会	06-6645-5123	久留米ユニセフ協会	0942-37-7121
埼玉県ユニセフ協会	048-823-3932	兵庫県ユニセフ協会	078-435-1605	佐賀県ユニセフ協会	0952-28-2077
千葉県ユニセフ協会	043-226-3171	奈良県ユニセフ協会	0742-25-3005	熊本県ユニセフ協会	096-362-5757
神奈川県ユニセフ協会	045-334-8950	鳥取県ユニセフ協会	0858-71-0970	宮崎県ユニセフ協会	0985-31-3808
石川県ユニセフ協会	076-255-7997	岡山ユニセフ協会	086-227-1889	鹿児島県ユニセフ協会	099-226-3492

2026年4月現在



協定地域組織の活動は賛助会費によって支えられています  
日本ユニセフ協会賛助会員について詳しくはこちら

### (ご注意)

- ・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- ・この用紙は、ATMではご利用いただけません。
- ・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- ・この用紙による、払込料金は無料となります。
- ・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
- ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

この場所には、何も記載しないでください。

unicef   
for every child

# すべての子どもに、 未来をひらく力を。



ユニセフ(国連児童基金)は、世界の子どもの命と  
健やかな成長を守るために活動する国連機関です

©UNICEF/UNI667219/Noorani

公益財団法人 日本ユニセフ協会

〒108-8607 東京都港区高輪 4-6-12 ユニセフハウス  
ホームページ: [www.unicef.or.jp](http://www.unicef.or.jp)



# いま、わたしたちが守る子どもが、世界の未来をつくっていく。

いま世界では、紛争や気候変動など様々な問題によって、多くの子どもたちが健やかな成長の機会を奪われ、過酷な現実と直面しています。子どもたちを守ることは、未来をつくる最も確かな行動です。ユニセフの活動を支援くださる一人ひとりの力が、未来を守るための確かな「砦」となります。



## 保健・栄養

### 命を守る。健やかに育む。

予防や治療が可能な原因で命を失ったり、栄養不良により成長を脅かされたりする子どもを少しでも減らすために、予防接種、栄養不良の治療、地域の保健センターの整備や保健員の育成、育児の知識の普及など、低コストでも確実に効果のある取り組みを広めています。



メディーナちゃんが栄養不良から回復するまで

## 水と衛生

### 安全な水とトイレは、くらしの基盤。

水や生活環境の汚染は、子どもの病気に直結します。日々使う水を遠い水源まで汲みに通う重労働に学ぶ時間すら奪われる子どもたちもいます。ユニセフは、安全な水場とトイレの整備、衛生習慣の普及に取り組み、子どものくらしを支える基盤を整えています。



安全な水を届ける太陽光発電式ポンプ

## 教育

### 学ぶ力が、未来を生き、社会を変える力になる。

どんな環境下にある子どもでも教育を受ける権利が守られるように、それぞれの課題に対応した支援を行っています。子どもが十分に学べる「子どもにやさしい学校」づくりを進めるため、教員を養成し、カリキュラムや学校運営体制を整え、必要な教材や設備を提供しています。



## 緊急支援

### 子ども最優先で支援を届ける。

紛争や災害による日常の喪失や恐怖の経験は、子どもの一生に影響を与えかねず、子どもの安全や安心をいち早く守る必要があります。ユニセフは緊急時に水と衛生や子どもの保護の分野で支援活動を主導するとともに、教育の回復、保健や栄養面での支援に取り組んでいます。



学校は魔法の場所 子どもたちが学べない理由は？ (動画内の統計は制作当時のものです。)

動画が見られます

## 子どもの保護

### 子どもを暴力や様々な危険から守る。

根深い貧困や紛争、子どもを守る脆弱な体制などにより、子どもたちが児童労働や人身売買、暴力や搾取の危険にさらされています。ユニセフは、被害にあった子どもの保護、意識を変えるためのアドボカシー活動、政府と連携したセーフティネットや法的枠組みの構築などを進めています。



児童婚をなくそうと声をあげた女の子

写真(左上から時計回りに): ©UNICEF/UNI404811/Assefa ©UNICEF/UNI466032/Naftalin ©UNICEF/UNI673492/Ramasomanana ©UNICEF/UNI637060/El Baba ©UNICEF/UNI858270/Mirindi Johnson

## ユニセフの活動の「基盤」

### 子どもの権利条約

ユニセフはあらゆる活動において、1989年に国連で採択された「子どもの権利条約」を基盤にし、すべての子どもの権利の実現をその使命としています。「子どもの権利条約」は、子どもがおとなと同じように、ひとりの人間としても様々な権利を認めるとともに、成長の過程において保護や配慮が必要な、子どもならではの権利も定めています。

日本はこの条約を1994年に批准しました。日本でも「子どもの権利」についての正しい理解を広めるため、ユニセフ・こども家庭庁共催で「こどものけんりプロジェクト」を実施しています。特設サイトでは、家庭や学校でご活用いただけるコンテンツをお届けしています。

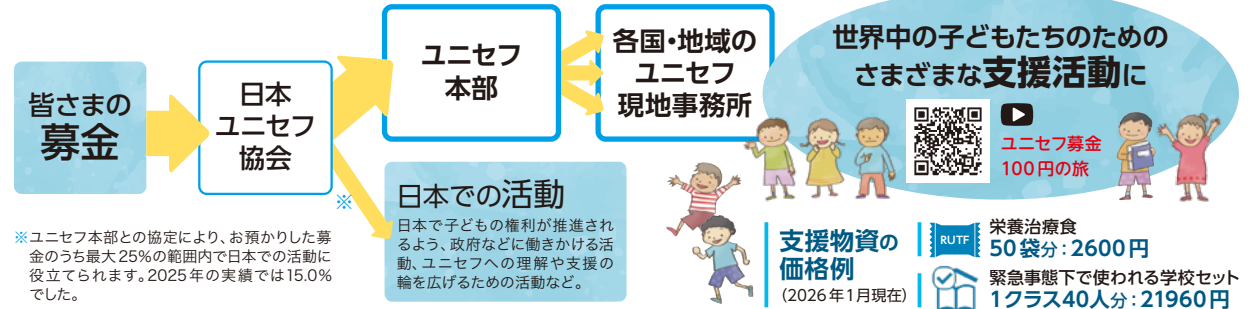


プロジェクト 子どものけんり



## ユニセフ募金の流れ

皆さまから寄せられた募金は、世界中に広がって、ユニセフの活動に大切に役立てられています。



## ユニセフにご協力いただくには

- 郵便局から** 下の振込用紙をご利用の上、窓口からご送金ください。各手数料は免除扱いとなります。
- インターネットで** クレジットカード、PayPay、インターネットバンキング、AmazonPay、携帯キャリア決済/d払い、コンビニ払いによる募金の申込みができます。
- 毎月定額を協力** 「ユニセフ・マンスリーサポート・プログラム」にお申込みください。クレジットカード、金融機関からの引き落としがご利用いただけます。年4回、広報誌「ユニセフニュース」をお届け。
- その他のご支援方法** 支援物資を選んで募金を送る「ユニセフ支援ギフト」仲間に声をかけて一緒に取り組む「FrienDonation(フレンドネーション)」外国の通貨を寄付する「ユニセフ外国コイン募金」など。

その他のご支援方法の詳細や、緊急募金など受付中の募金の情報などは、ホームページでご確認ください。各種お問い合わせは、**0120-88-1052** (平日 9:00-17:00) ※公益財団法人日本ユニセフ協会への寄付金および会費は、特定公益増進法人への寄付金として、所得税・法人税の税制上の優遇措置があります。また一部の自治体では、個人住民税の寄付金控除の対象となります。

99	東京	払込取扱票									
口座記号番号		金額									
001905		千 百 十 万 千 百 十 円									
31000		※									
加入者名		公益財団法人 日本ユニセフ協会		料 金		備考		免			
※ (郵便番号)		-		-		-		窓口専用			
依頼人		(フリガナ) 氏 名		住 所		電 話 番 号		E-MAIL:			
通 信 欄		-		-		-		メールによる情報のご提供、ご協力をお願いなどを送らせていただくことがあります。			
日 附 印		64000		日 附 印		64000		裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) (承認番号東第52596号) これより下部には何も記入しないでください。			

## 振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	001905
金額	千 百 十 万 千 百 十 円
31000	※
加入者名	公益財団法人 日本ユニセフ協会
依頼人	おなまえ ※
料 金	(消費税込み) 日 附 印
備考	円

この受領証は、大切に保管してください。

記載事項を訂正した場合は、その箇所印を押してください。切り取らないでお出しください。